



山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議

【トピック】

- 第2回ネットワーク会議が開催されました。質疑や意見の内容も含め報告します。

事務局：山梨県障害福祉課
〒400-8501
山梨県甲府市丸の内1-6-1
Tel 055-223-1460 Fax 055-223-1464
E-mail shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

1月24日に、第2回山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議が開催されました。会議では、事務局から障害者差別に関する相談状況及び取組を報告し、合理的配慮の提供に関する取組事例について、「ふじさんミュージアム」及び山梨行政評価事務所から紹介されました。

以下、報告及び紹介事例の概要と質疑の内容をお伝えします。

障害を理由とした差別に関する相談状況 件数及び主な相談内容(28年12月末日現在)

市町村で受け付けたものも含め、障害者差別地域相談員が受けた件数 14件

- ①スーパーマーケットで電動車いす利用者が入店を断られた事例
- ②期日前投票所に障害者用駐車場を要望し、確保した事例
- ③診療情報提供書の記載が不十分で、差別と受止められた事例
- ④レストランで盲導犬の入店が断られた事例

障害者差別解消推進員が受けた件数 6件

- ①病院の障害者用トイレにベンチを設置した事例
- ②大型商業施設の障害者用トイレの手すり位置を改修した事例
- ③市民向けフォーラムで手話通訳者の配置が見送られた事例
- ④学校の発達障害に関する受入体制が整っていない事例

山梨行政評価事務所が受けた件数 5件

- ①視覚障害者用ブロックを補修した事例
- 【合理的配慮取組事例として資料をもとに紹介】

山梨労働局が受けた件数 2件

- ①職場環境における合理的配慮に関する相談
- 【質疑の際、具体的な内容を口頭で紹介】

制度の周知に向けた取組の報告

- ①県広報誌「ふれあい」9月号への掲載
障害者幸住条例の特集記事山梨日日新聞他4紙に
全面広告として掲載

- ②ネットワーク通信の発行
ネットワーク会議の機関紙として、障害者差別、合理的配慮提供に関する情報等を内容として発行

【質疑・意見】

- ❑ 委員を通じて情報の拡散を図るのは難しい面もあり、事務局から積極的にメディアや教育・福祉機関等に積極的に配信する等考えてほしい。

- 県ホームページへの掲載、心のバリアフリー宣言事業所への配付を考えており、メディアや教育機関等への配信は今後検討したい。

- ③県政出張講座の実施
障害者差別解消法と障害者幸住条例に関する出張講座を計22回、障害当事者や支援員、事業者や小学生等延べ950名を対象として実施

- ④やまなし心のバリアフリー宣言事業所の登録
「やまなし心のバリアフリー宣言事業所」として県内金融業、卸・小売業等11業種221事業所を登録し、県HPで公開

障害を理由とした差別に関する相談事例の紹介

寄せられた障害を理由とする差別に関する相談のうち、6事例について概要を報告しました。報告事例のうち3件は、前号までに紹介した「盲導犬使用者への入店拒否事例」、「電動車いす使用者への入店拒否事例」及び「市民向けフォーラムで手話通訳者の配置が見送られた事例」です。

ここでは、この3件以外の事例について概要をお伝えします。

車いす使用者が身障者用駐車区画の確保を求めた事例

- ◆ 車いす使用者が、期日前投票所の駐車場に身障者用駐車区画がなく、車への乗降が難しい状況を訴え改善を要望した。

○庁舎玄関脇に身障者用区画があるものの、選管が指定した期日前投票所からは距離があるため、

期日前投票には隣接の身障者用区画のない駐車場を使用していた。

この要望に対し、一般の駐車区画2台分を身障者用区画として運用し、合理的配慮の提供が実現した。

障害当事者が通訳者や支援者を介さないで住民票等の申請できるよう改善を求めた事例

- ◆ 聴覚障害者から、住民票取得等の簡易な申請の際手話通訳者を介せずに手続きできるよう工夫してほしいと要望があった。

○担当課では当事者の希望を聞き取った上で具体的な方策を検討し、聴覚障害者だけでなく他の障害者も想定して、さらに在住外国人も使うことができることを目標に「コミュニケーション支援ボード」を作成した。利用頻度の高い窓口で活用しながら、今後、各業務に固有な内容を補う等改良を重ねていく方針である。

【質疑・意見】

- 障害者だけではなく外国人の利用も想定して作成した良い対応である。ただ、1枚に多くの情

報が含まれているようにも感じるので、いくつかのパターンに分けて作成する等検討したらどうか。作成にあたり、専門的なバックアップを受けることも考慮したらどうか。

- 作成にあたっては、障害種ごとの当事者から意見を集め、内容も窓口ごとに使い分けられていることである。さらに工夫を重ねたいという意欲が取組にうかがわれ、期待して今後の展開を確認したい。

- 大学の福祉工学を専門とする研究室の協力を得ることも考えられる。

診療情報提供書の記載内容が不十分なことから障害者差別と受止められた事例

- ◆ 聴覚障害者が受診した際、病院が作成した診療情報提供書の「高度難聴あり、検査は困難」との記載から、難聴を理由に検査を受けさせないのは差別的扱いではないかと当該市窓口にご相談した。

○市担当課では、当事者に加え相談支援員、手話通訳者を同行し提供書の記載内容を確認し、病院

側に説明を求めたところ、「当該検査はリスクが高い」「腫瘍が良性である可能性が高い」ので「障害があることを配慮し低リスクの検査とした」と回答、「診療情報提供書の記載内容では意図が十分伝わらず、至らない点があった」と謝罪した。当事者は、高リスクであっても自身の体のことを知りたいとして、この検査を受診した。

合理的配慮の提供に関する取り組み事例紹介

博物館に手話通訳ガイドを導入した事例

富士吉田市教育委員会歴史文化課高橋百合子氏に報告していただきました。

ふじさんミュージアム([注1])では、リニューアルの際に展示説明の映像に手話通訳の映像を加えたが、利用した聴覚障害者から「説明映像の手話表現が難しい」「説明文が長文で読みにくい」という改善要望が出された。

ミュージアムでは、改善策を検討したものの説明映像の再編集などには物理的、予算的に難しいことがあるため、市内聴覚障害者団体に具体的な改善の方策を相談した。この相談の過程で、ある

ろう者から、他県で手話によるガイドを受けた経験をもとにやってもよいという積極的な申し出を受け、手話ガイドを配置する方向で準備を始めることとなった。市内在住のろう者2人が、市内の様々な歴史遺産見学も含めたミュージアムでの10ヶ月間の研修を経て、ミュージアム認定の手話ガイドとして配置された。現在は無償での活動だが、将来的にはガイドの数を増員し有償とすることも検討されている。

視覚障害者誘導用ブロックが補修された事例

山梨行政評価事務所の永田穰委員に事例報告をしていただきました。

山梨行政評価事務所に、視覚障害者誘導用ブロックがはがれ視覚障害者の通行に支障が出ていること、さらに過去にマンホールの蓋上のブロックの向きがずれていたことを指摘し、視覚障害者誘導ブロックに対する認識不足への改善要望が寄せられた。

行政評価事務所と行政相談員が現地確認の上、補修や関係者への周知が必要と判断、道路管理者に状況を連絡した。道路管理者はブロックを補修するとともに、マンホールの管理者との連絡会議でマンホール蓋の適切な管理を行うよう周知、指導した。

◎会議で出された意見で、紙面の都合上詳細をお伝えできなかったことについて、概要を紹介します。

- 公的機関の対応は進みつつあるが、企業や事業所等に周知の取組は引き続き必要
- ハローワークの求人票の項目に電話対応の項目があると、聴覚障害者には紹介してもらえない。PC作業等の事務処理能力などの力も注目し、採用への理解が欲しい。
- 精神障害者に関する就労や地域移行等について、全般的な取組の推進を要望

【解説】[注1]ふじさんミュージアム

富士吉田市歴史民俗博物館が富士山の「富士山-信仰と芸術の源泉」として世界文化遺産登録されたことを契機に、富士山信仰をメインに据えた施設としてリニューアルし、愛称を「ふじさんミュージアム」とした。広範囲に及び世

界文化遺産の中核をなす富士吉田市域の構成遺産や富士山とともに歩んできた富士吉田市の歴史、民族、産業を紹介している。タッチパネル操作のため、車いす使用者や小さな子供向けに、スタッフ発案の指差し棒を準備するなど工夫を重ねている。

文責：古屋徳康(県障害者差別解消推進員)